

平野区地域自立支援協議会

平成28年7月22日(金)、15:30～

平野区役所 3F 304会議室

議 題

1. 部会報告
2. 設置要綱
3. その他

部会報告

- 相談事業部会
- 日中活動部会
- 研修部会
- 居宅事業部会

(昨年度の活動サマリー)

設置要綱

- 改訂設置要綱の内容確認
- 運営委員の構成（第8条別表1）について

設置要綱

(協議会の設置) 第八十九条の三

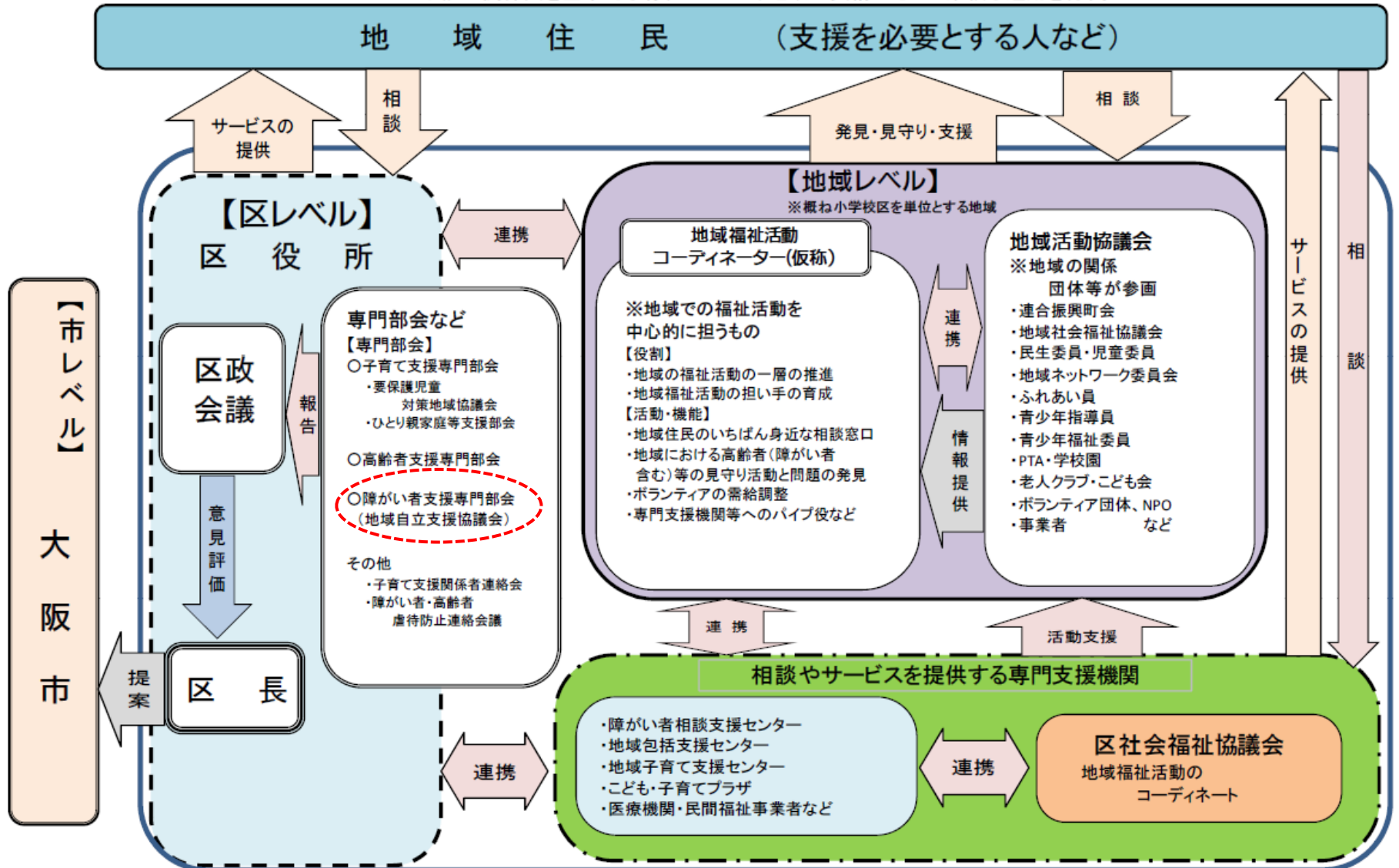
地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

平野区における地域支援システム（体系図）

※地域福祉活動の一層の充実・地域福祉活動コーディネーターの設置・区社協や専門支援機関等などとの連携

※ 下記の関係図を基本的な骨組みとして、地域の実情に応じて柔軟な運用を行う。



平野区地域自立支援協議会(組織)

全体会議

全会員をもって構成し、予算・決算、事業計画・報告、その他重要事項を出席者の過半数をもって承認することができる。

会員

- (1) 平野区在住の障がい児(者)
- (2) 平野区内の障がい児(者)団体
- (3) 平野区内の障がい福祉関係事業所
- (4) 平野区内の障がい関係支援機関
- (5) 平野区役所
- (6) その他運営委員会で承認された者



運営委員会

運営委員会は、役員をもって構成し、本会の業務運営上必要な事項を審議し、構成員の過半数をもって決定することができる。

役員

会長、副会長、書記、会計、運営委員

(運営委員)

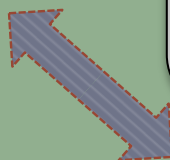
障がい者相談支援センター
相談支援事業所
障がい福祉サービス事業所
平野区社会福祉協議会
専門部会の部会長
各関係機関

監事



事務局

平野区保健福祉センター



専門部会

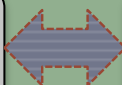
事業や個別事案について、検討されるべき課題について、必要な地域資源や制度のはざまを補う提案などを検討する。

相談部会

日中活動会

居宅事業部会

研修部会



平野区障がい者相談支援センター

事務局と協力して本会の運営に参画する

設置要綱改定後のスケジュール

- 運営委員選出
- 役員・監事選出
- 新体制による全体会議
- 新体制による運営会議

次回(予定)

事務局会議

平成28年10月21日(金)、16:30

運営委員会

平成28年11月18日(金)、15:30